

新しい総合計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

帯広市は、昭和 34 年に全国の自治体に先駆けて「帯広市総合計画」を策定して以来、都市と農村が調和する田園都市の創造に向けて、六期にわたり総合計画に基づくまちづくりを進め、十勝の中核都市として発展してきました。

本市の人口は、平成 12 年の 173,030 人をピークに減少局面に入り、現在の「第六期帯広市総合計画」がスタートした平成 22 年度には、死亡数が出生数を初めて上回りました。平成 28 年 2 月に策定した「帯広市人口ビジョン」では、今後も自然減の拡大傾向は強まり、急速に人口減少・少子高齢社会が進むものと推計されています。

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域経済の縮小や、市税収入の減少、社会保障費の増加等に伴う財政の硬直化などが懸念されており、これまで提供してきた行政サービスの見直しを図るなど、効率的な行財政運営に努めていく必要があります。さらには、老朽化が進む公共施設等への対応や、地域全体で支え合う社会づくりなど、右肩上がりの時代とは異なる、複雑・多様な課題への対応が求められてきます。

こうした時代においては、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、ともに知恵を出し合いながら、効率的で持続可能な活力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

総合計画は、平成 23 年の地方自治法改正により、法律上の策定義務は撤廃されましたが、新しい総合計画は、平成 19 年に制定した帯広市まちづくり基本条例に基づき、社会経済情勢の変化や市民ニーズ、国・北海道などの動向を的確に捉え、新しい時代に対応した協働のまちづくりの指針として策定するものです。

2. 新しい総合計画の考え方

今後は、市民ニーズの変化や財政状況などを的確に捉え、これまで提供してきた行政サービスのあり方について、行政の役割や多様な主体の参画などの検証を行いながら、人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくりを進めていくことが求められます。

また、まちの活力を支える産業振興や人材育成など、将来のまちづくりにつながる施策を効果的に進めることが必要です。

こうしたことを踏まえ、事業の選択と集中を図る視点を持ちながら、効率的で持続可能な活力あるまちづくりを進めていくため、以下の考え方に基づき、新しい総合計画の策定に取り組みます。

(1) 目標を明示し、達成度がわかる計画

協働のまちづくりを進めていくためには、まちづくりの目標を市民にわかりやすく示すとともに、目標に基づく施策等の成果を的確に把握する必要があります。このため、施策等において、目標を明示し、成果指標を設定することにより、その達成度を測ることができる計画とします。

(2) 予算と連動した実効性を有する計画

今後、厳しい財政状況が見込まれる中、限られた財源を効率的に配分しながら、計画を効果的に推進する必要があります。このため、施策の方向性や目的に対する事業実施の貢献度などについて、客観的に評価、検証することにより、事業選択を行うなど、予算と連動した実効性を有する計画とします。

(3) 社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

まちづくりを取り巻く環境は大きく変化しており、社会経済情勢の変化や、国・北海道の動向などに柔軟に対応できる計画とします。

3. 計画の構成

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成し、それぞれの計画で示す内容や計画の期間は以下のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、帯広市の将来を展望した都市像や、まちづくりの目標などを示します。構想の期間は平成 32 年度から平成 41 年度までの 10 年間とします。

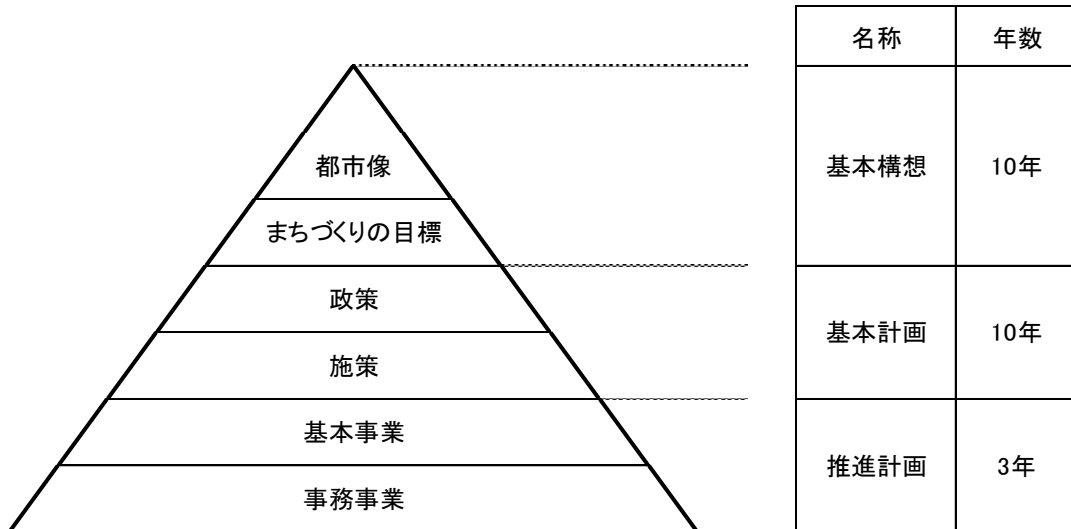
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標達成に向けた政策・施策を示します。計画の期間は、平成 32 年度から平成 41 年度までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

(3) 推進計画

推進計画は、基本計画に掲げる施策を実現するために取り組む基本事業及び事務事業を示します。期間は3年間とし、予算編成と合わせ、毎年度策定します。

<計画の構成>



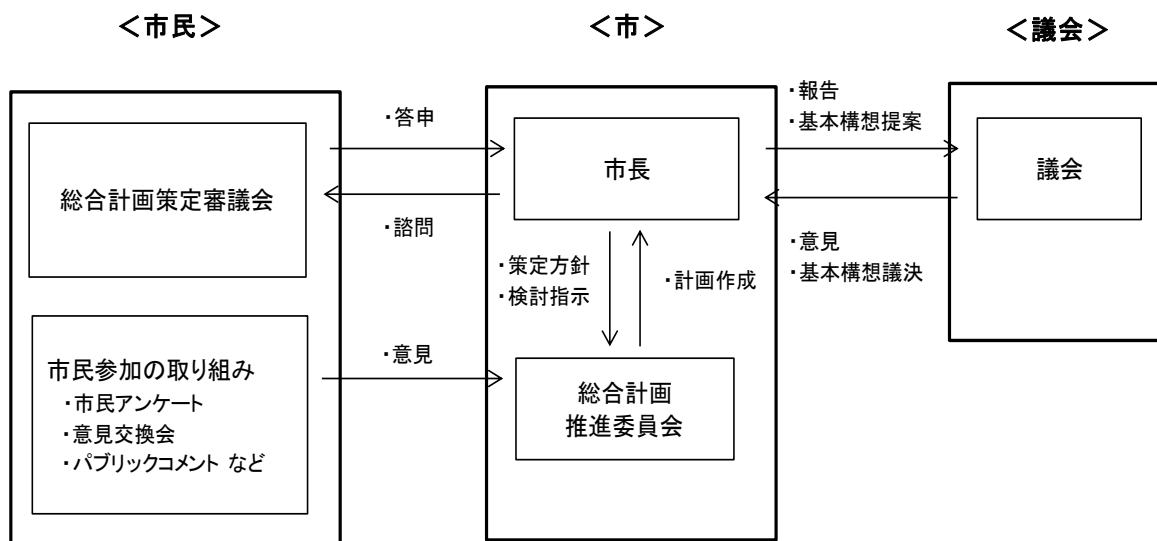
4. 計画の策定手法・体制

(1) 策定体制

帯広市総合計画策定審議会条例に基づき、総合計画で示すべき事項等について審議会に諮問するほか、総合計画推進委員会を中心として、庁内が一体となって策定作業を進めます。また、各分野計画の策定作業との連携を図りながら、効率的かつ効果的に議論を進めます。

(2) 市民の参加

「帯広市まちづくり基本条例」の理念に基づき、市民アンケートや意見交換会、パブリックコメントの実施などを通じ、市民参加を得ながら策定します。



5. 策定スケジュール

○平成 29 年度

- ・市民意見把握（市民アンケート、中学生、高校生アンケートなど）、庁内検討

○平成 30 年度

- ・総合計画策定審議会への諮問、答申

○平成 31 年度

- ・市民意見把握（意見交換会、パブリックコメントなど）
- ・計画案作成、議会提案（基本構想）

○平成 32 年度

- ・新しい総合計画スタート（予定）

6. その他

- 今後策定する分野計画については、策定方針の方向性に即して策定するほか、国や北海道の施策の動向を踏まえて策定します。なお、既に策定している分野計画については、総合計画との整合を図りながら進めるものとします。